

～人生100年時代の安心～

とうほう 家族のきずな信託

〔代理人払戻特約付き遺言代用信託〕



「介護や認知症への備え」と
「ご家族に遺すお金の準備」を信託でお手伝い!!

～お預かりしたお金は、本人の医療費等にご家族がお引出し～
～万が一の時はご家族がお受取り～



すべてを地域のために

東邦銀行

人生100年時代を迎え、長寿化により 介護の必要な方や認知症患者が増えています。

平均寿命



[男性] **81.41歳**

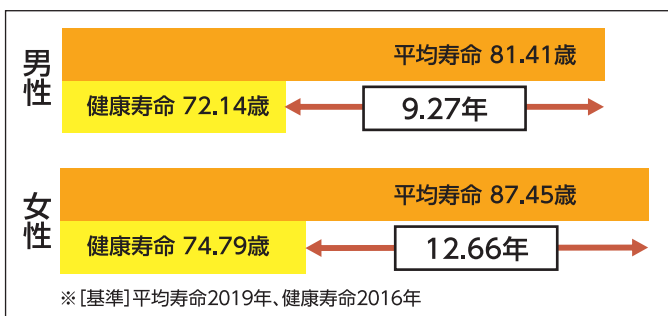


[女性] **87.45歳**

健康寿命

寝たきりや認知症にならずに生活できる期間。

長寿化



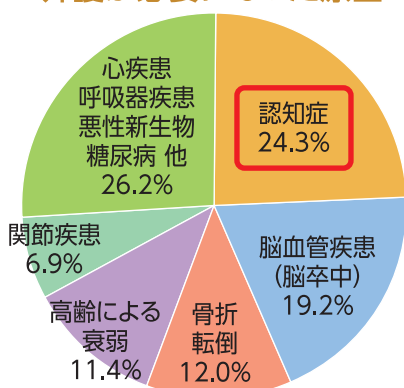
「健康寿命」は、「平均寿命」より短く、
家族のサポートは欠かせません。

[出所] 平均寿命:厚生労働省 2019年簡易生命表の概況より作成

健康寿命:厚生労働科学研究 健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究より作成

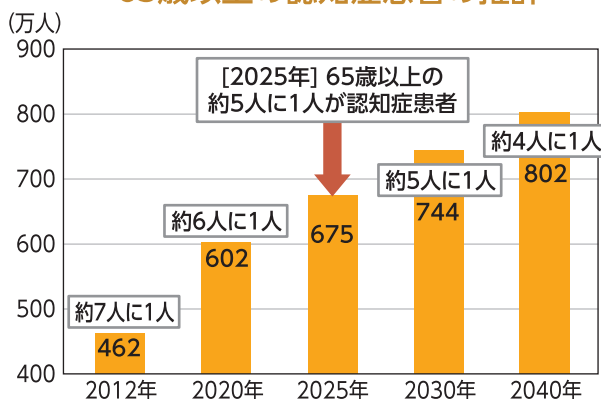
介護と認知症

介護が必要になった原因



[出所] 内閣府 2017年度版高齢者白書より作成

65歳以上の認知症患者の推計



[出所] 内閣府 2017年度版高齢者白書より作成

このような背景から、将来のご自身の資金管理に 不安を感じていませんか？

- 自分が認知症になったらお金の管理が心配。医療費や生活費等のお金が引出しできない。
- もし認知症になったら・介護や入院が必要になったら、家族が自分のお金を引出せないで家族に迷惑がかかってしまう。
- 自分の預金を勝手に使われないか不安。
- 判断能力が低下し、振り込め詐欺等にあわないか不安。
- 自分に相続があったら、家族がお金をすぐに受取れるようにしたい。

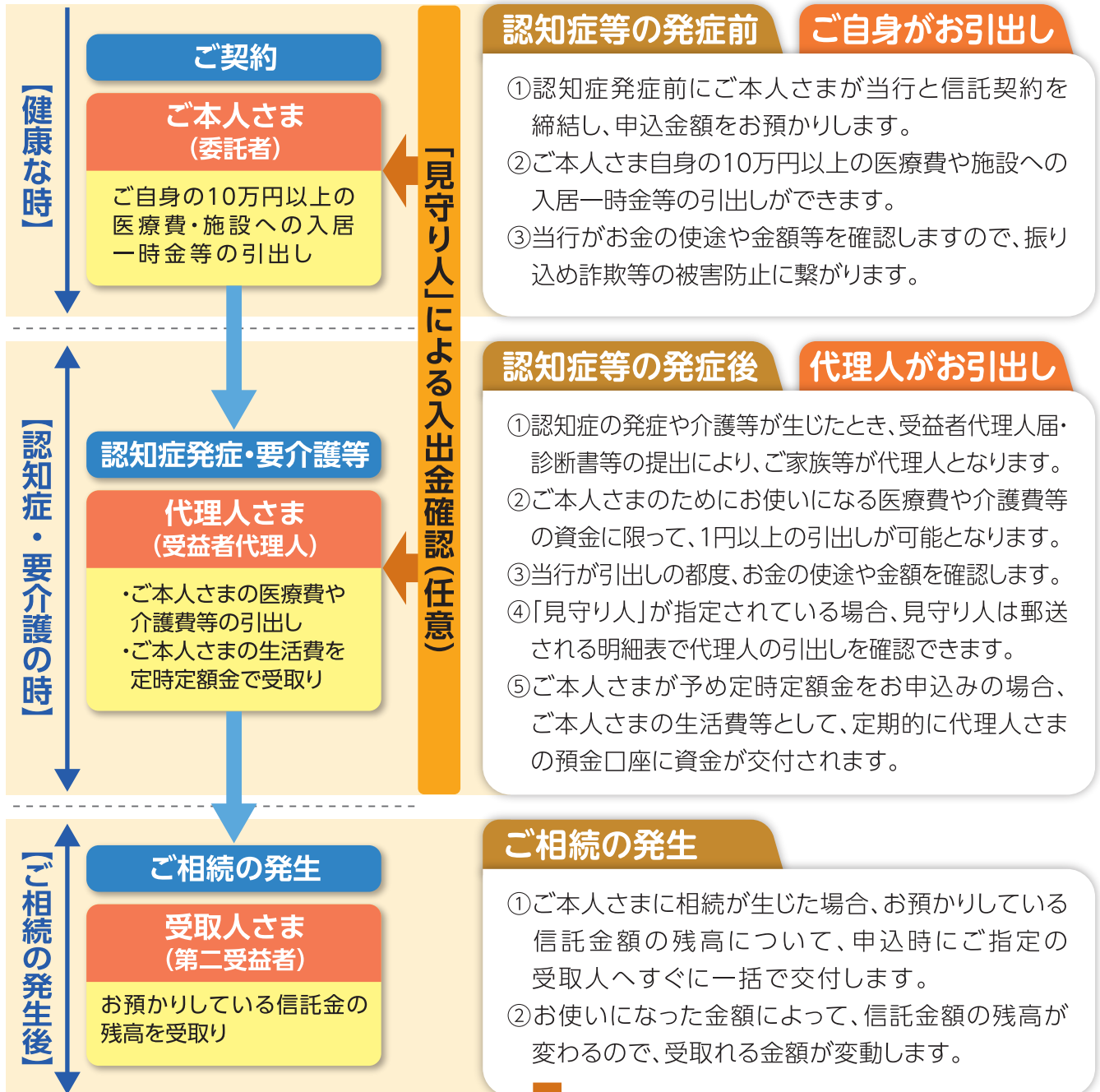
とうほうの「**家族のきずな信託**」で
このような悩みや心配事が解決できます!!

「介護や認知症への備え」と「遺すお金の準備」をお手伝いいたします。

とうほう 家族のきずな信託 (代理人払戻特約付き遺言代用信託) の特徴

『とうほう家族のきずな信託』は、「介護や認知症への備え」と「ご家族にお金を遺す」ことができる元本保証の信託商品です。

ご本人さまが認知症または介護が必要となった場合等は、ご家族が代理人となり医療費や介護費等の引出しをすることができます。また、ご相続が生じた場合は、お預かりしている信託金額の残高について、予め指定した受取人へすぐに渡すことができます。



認知症等の発症前

ご自身がお引出し

- ① 認知症発症前にご本人さまが当行と信託契約を締結し、申込金額をお預かりします。
- ② ご本人さま自身の10万円以上の医療費や施設への入居一時金等の引出しができます。
- ③ 当行がお金の使途や金額等を確認しますので、振り込め詐欺等の被害防止に繋がります。

認知症等の発症後

代理人がお引出し

- ① 認知症の発症や介護等が生じたとき、受益者代理人届・診断書等の提出により、ご家族等が代理人となります。
- ② ご本人さまのためにお使いになる医療費や介護費等の資金に限って、1円以上の引出しが可能となります。
- ③ 当行が引出しの都度、お金の使途や金額を確認します。
- ④ 「見守り人」が指定されている場合、見守り人は郵送される明細表で代理人の引出しを確認できます。
- ⑤ ご本人さまが予め定時定額金をお申込みの場合、ご本人さまの生活費等として、定期的に代理人さまの預金口座に資金が交付されます。

ご相続の発生

- ① ご本人さまに相続が生じた場合、お預かりしている信託金額の残高について、申込時にご指定の受取人へすぐに一括で交付します。
- ② お使いになった金額によって、信託金額の残高が変わるので、受取れる金額が変動します。

ご相続時に、確定した金額をご家族(推定相続人)に遺したい場合は、「とうほう遺言代用信託」をご検討ください。本商品との併用も可能です。



留意点:

- ① 病院や介護施設等からの請求書があれば当行が直接振込をすることができます。
- ② ご本人さま・代理人さまへのお支払いは、必要な書類を受付後、5営業日までに振込みします。
- ③ 認知症発症後は、契約内容の変更や金銭の追加・商品解約は行えません。

「とうほう 家族のきずな信託 (代理人払戻特約付き遺言代用信託)」商品概要

お申込可能な方	20歳以上の個人 (おひとりさま1契約)
申込金額 (信託金額)	200万円以上 [1万円単位] * 契約後に追加申込も可能です。
指定必須	代理人 (受益者代理人) 認知症発症等の場合、契約者の代理人として医療費等支払のために引出しの手続きを行う方。 3親等以内の親族から指定
	受取人 (第二受益者) ご相続が生じた時の信託金額の残高について、指定割合で一時金を受取る方。 推定相続人・代理人・承継受益者代理人・見守り人から5名まで指定
指定任意	承継受益者代理人 代理人が役割を担えなくなった時に、新たに代理人に就任する方。 3親等以内の親族から指定
	見守り人 契約者・代理人による信託金の引出しを監視する方。 3親等以内の親族から指定 (代理人・承継受益者代理人は除く)
認知症発症後等の定時定額金	1ヵ月あたり、上限20万円の範囲で指定。 [受取サイクル: 2ヵ月毎・6ヵ月毎・12ヵ月毎の15日]
申込時の留意点	申込人さまは、事前に「代理人」「承継受益者代理人」「見守り人」「受取人」に役割等をご説明し、了解をいただいでください。 代理人からは「受益者代理人の就任承諾書」の提出をいただきます。
手数料	契約時の手数料 (税込) [信託契約時] 申込金額の2.2% (最低手数料55,000円) *「とうほう遺言信託」の契約者・同時にお申込みの場合は手数料1.65% 年間管理手数料 (税込) 認知症発症後等の代理人によるお引出し手続き開始後からいただきます。 [定時定額金契約あり] 6,600円/年 [契約なし] 3,300円/年

代理人によるお引出しについて

ご本人さま (契約者) 状況	確認させていただく書類	
判断能力低下	認知症の発症	委託者の認知症・判断能力低下を確認できる医師の診断書
身体能力低下	成年後見制度利用	成年後見制度にかかる登記事項証明書 または審判書の謄本 (抄本) および確定証明書
	要介護1から要介護5の認定	要介護の認定を証明する認定書または介護保険被保険者証
	在宅介護 長期入院 等	状況を確認できる医師の診断書や入院証明書等

お引出しの対象となる費用の例

医療費	病院の初診料・再診料等、入院費用、リハビリテーション、手術、麻酔、放射線治療、予防接種、健康診断、検診、文書作成 (診断書)、医薬品、保険医療用品・器具、健康保持用摂取品 (健康食品)、保険適用外診療等
介護費	将来の介護準備費用、快適な暮らしを確保するための介護関連費用、施設等への一時金、施設利用料 (食費他含む)、前払金、介護保険自己負担分等
税金等	所得税、住民税、固定資産税、[社会保険料] 健康保険料・年金保険料等

※請求書・領収書等の金額を受付時に確認させていただき、その範囲内の引出しとなります。



すべてを地域のために
東邦銀行

詳しくは最寄りの支店、専用フリーダイヤル、ホームページへ
0120-104471
[フリーダイヤル受付] 平日9:00~17:00



(2021.1)